金利スワップ当初証拠金所要額計算等に係るコンティンジェンシー・プランについて

2019 年 4 月改訂

株式会社日本証券クリアリング機構

項　　目	具体的対応	備　　考
１．マーケットデータ		
（１）情報ベンダーのシステムの障害等によりマーケットデータの取得が行えない場合		
	・ 原則として、直近のマーケットデータを用いてイールドカーブを計算する。ただし、相場の急変時等において JSCC が適当でないと認めた場合においては、JSCC がその都度定める値を用いる。	・ この場合、情報ベンダーの価格情報及び各金利スワップ清算参加者へのヒアリング等を踏まえ決定する。
	❑ JSCC は、システム障害等の発生及び当日のマーケットデータ及びイールドカーブの取扱いについて WebPortal の「Information List」を通じて金利スワップ清算参加者に連絡する。	・ 別途、各金利スワップ清算参加者のイールドカーブ関係担当者に連絡する。

項　　目	具体的対応	備　　考
２．証拠金等		
（１）JSCC がシステム障害等により証拠金等の所要額を計算できない場合		
	・ 原則として、直近の証拠金等の所要額を基に計算する。 ・ JSCC からは以下の内容を WebPortal の「Information List」を通じて金利スワップ清算参加者（WebPortal を利用している清算委託者を含む。以下、JSCC が金利スワップ清算参加者に連絡する場合において同じ。）に連絡する。	・ 以下、当初証拠金、変動証拠金及び日中証拠金をあわせて「証拠金等」という。 ・ 別途、各金利スワップ清算参加者の担保関係担当者に連絡する（連絡先の届出を受けている清算委託者を含む。）（以下、JSCC が金利スワップ清算参加者に連絡する場合において同じ。）。
① 日中証拠金	❑ 13 時 00 分を目途に当日の日中証拠金所要額の計算が完了しない場合には、JSCC はその旨を連絡する。 ❑ その後、14 時 00 分までに日中証拠金所要額の計算ができた場合には、直ちに WebPortal にアップロードするとともに、アップロードした旨を連絡する。 ❑ 一方、14 時 00 分までに日中証拠金所要額の計算ができなかった場合又はその見込みが大きい場合には、直近の証拠金等の所要額を基に計算する旨を直ちに連絡する。	・ この場合、日中証拠金の預託時限は 16 時 00 分とする。

項　　目	具体的対応	備　　考
② 当初証拠金	❑ 17 時 30 分（クロスマージン制度の利用者に対しては、19 時 30 分）を目途に当日の当初証拠金所要額の計算が完了しない場合には、JSCC はその旨を連絡する。 ❑ その後、翌営業日の 9 時までに当初証拠金所要額の計算ができた場合には、直ちに WebPortal にアップロードするとともに、アップロードした旨を連絡する。 ❑ 一方、翌営業日の 9 時までに当初証拠金所要額の計算ができなかった場合又はその見込みが大きい場合には、直近の証拠金等の所要額を基に計算する旨を直ちに連絡する。 ❑ クロスマージン制度利用者の当初証拠金所要額等の取扱いについては、別紙「クロスマージン制度における障害発生時の対応及び証拠金所要額の取扱い」も参照のこと。	・ その間の状況については、随時連絡する。 ・ なお、システム障害発生前に算出された所要額が日中証拠金所要額である場合には当該日中証拠金所要額を適用する。
③ 変動証拠金	❑ 17 時 30 分を目途に当日の変動証拠金所要額の計算が完了しない場合には、JSCC はその旨を連絡する。 ❑ その後、翌営業日の 14 時 00 分までに変動証拠金所要額の計算ができた場合には、直ちに WebPortal にアップロードするとともに、アップロードした旨を連絡する。	・ その間の状況については、随時連絡する。 ・ この場合の変動証拠金の決済時限は 16 時

項　　目	具体的対応	備　　考
	❑ 一方、翌営業日の 14 時 00 分までに変動証拠金所要額の計算ができなかった場合又はその見込みが大きい場合には、直近の正味現在価値を適用する旨を直ちに連絡する。	00 分とする。 ・ 翌営業日がクーポン又はアップフロントフィーの支払日にあたる場合には当該支払分を直近の正味現在価値から差引いたうえで計算する（これにより支払日においては、クーポン又はアップフロントフィーの支払分と変動証拠金所要額が事実上相殺可能となる）。
（２）証拠金等の所要額の計算結果に誤りがある又は誤りがあるおそれが強いことが判明した場合		・ 金利スワップ清算参加者からの指摘に基づく場合も想定。
	・ 原則として、一定時刻までは所要額の訂正を行い、それ以降は配信した所要額を適用する。	

【文書番号７】金利スワップ当初証拠金所要額計算等に係るコンティンジェンシー・プランについて

項　　目	具体的対応	備　　考
① 日中証拠金	❑ 日中証拠金所要額の計算結果に誤りがある場合又は誤りがあるおそれが強い場合には、JSCC から金利スワップ清算参加者に対して直ちに WebPortal の「Information List」を通じてその旨を連絡する。 ❑ その後、JSCC が金利スワップ清算参加者に通知した日中証拠金所要額について、当日の 14 時 00 分までに正しい額を再通知できる場合、当該再通知した日中証拠金所要額を適用する。 ❑ 一方、当日の 14 時 00 分までに正しい額を再通知できないと見込まれる場合には、原則として、当初 JSCC が金利スワップ清算参加者に通知した額を日中証拠金所要額として適用する。	・ この場合、日中証拠金の預託時限は 16 時 00 分とする。 ・ 通知した所要額の水準が明らかに誤りであると認められる場合等、当該額を適用することが適当でないと認められる場合には、直近の証拠金等の所要額を基に計算することを検討する。
② 当初証拠金	❑ 当初証拠金所要額の計算結果に誤りがある場合又は誤りがあるおそれが強い場合には、JSCC から金利スワップ清算参加者に対して直ちに WebPortal の「Information List」を通じてその旨を連絡する。	

項　　目	具体的対応	備　　考
	❑ その後、JSCC が金利スワップ清算参加者に通知した当初証拠金所要額について、翌営業日の 9 時までに正しい額を再通知できる場合、当該再通知した当初証拠金所要額を適用する。 ❑ 一方、9 時までに正しい額を再通知できない場合には、原則として、当初 JSCC が金利スワップ清算参加者に通知した額を当初証拠金所要額として適用する。	・ 通知した所要額の水準が明らかに誤りであると認められる場合等、当該額を適用することが適当でないと認められる場合には、直近の証拠金等の所要額を基に計算することを検討する。
③ 変動証拠金	❑ 変動証拠金所要額の計算結果に誤りがある場合又は誤りがあるおそれが強い場合には、JSCC から金利スワップ清算参加者に対して直ちに WebPortal の「Information List」を通じてその旨を連絡する。 ❑ その後、JSCC が金利スワップ清算参加者に通知した変動証拠金所要額について、翌営業日の 14 時 00 分までに正しい額を再通知できる場合、当該再通知した変動証拠金所要額を適用する。 ❑ 一方、14 時 00 分までに正しい額を再通知できない場合に	・ この場合の変動証拠金の決済時限は 16 時 00 分とする。 ・ 通知した所要額の水準が明らかに誤りであると認められる場合等、当該額を適用することが適当でないと認められる場合

項　　目	具体的対応	備　　考
	は、原則として、当初 JSCC が金利スワップ清算参加者に通知した額を変動証拠金所要額として適用する。	には、直近の正味現在価値を適用することを検討する。
３．清算基金		
（１）JSCC がシステム障害等により清算基金所要額を計算できない場合		
	・ 原則として、直近の清算基金所要額を適用する。 ❑ 20 時 30 分を目途に清算基金所要額の計算が完了しない場合には、JSCC はその旨を連絡する。 ❑ その後、翌営業日の 14 時 00 分までに清算基金所要額の計算ができた場合には、直ちに WebPortal にアップロードするとともに、アップロードした旨を連絡する。 ❑ 一方、翌営業日の 14 時 00 分までに清算基金所要額の計算ができなかった場合又はその見込みが大きい場合には、直近の	・ その間の状況については、随時連絡する。 ・ この場合の清算基金の預託時限は 16 時 00 分とする。

項　　目	具体的対応	備　　考
	清算基金所要額を適用する旨を直ちに連絡する。その後、再計算が可能となった場合には、JSCC は清算基金所要額を再計算し、金利スワップ清算参加者に通知する。この場合において、金利スワップ清算参加者は、原則、通知日の翌営業日に当該所要額の預託を行う。	
（２）清算基金所要額の計算結果に誤りがある又は誤りがあるおそれが強いことが判明した場合		・ 金利スワップ清算参加者からの指摘に基づく場合も想定。
	・ 原則として、一定時刻までは所要額の訂正を行い、それ以降は配信した所要額を適用する。	
	❑ 清算基金所要額の計算結果に誤りがある場合又は誤りがあるおそれが強い場合には、JSCC から金利スワップ清算参加者に対して直ちに WebPortal の「Information List」を通じてその旨を連絡する。	・ この場合の清算基金の預託時限は 16 時 00 分とする。
	❑ その後、JSCC が金利スワップ清算参加者に通知した清算基金所要額について、翌営業日の 14 時 00 分までに正しい額を再通知できる場合、当該再通知した清算基金所要額を適用する。	・ 通知した所要額の水準が明らかに誤りであると認められる場合等、当該額を適用することが適当でないと認められる場合には、直近の所要額
	❑ 一方、翌営業日の 14 時 00 分までに正しい額を再通知できない場合には、原則として、当初 JSCC が金利スワップ清算参	

項　　目	具体的対応	備　　考
	加者に通知した額を清算基金所要額として適用する。その後、再計算が可能となった場合には、JSCC は清算基金所要額を再計算し、金利スワップ清算参加者に通知する。この場合において、金利スワップ清算参加者は、原則、通知日の翌営業日に当該所要額の預託を行う。	を適用することを検討する。

項目	具体的対応	備考
４．連絡先	株式会社日本証券クリアリング機構 OTC デリバティブ清算部 TEL: 050-3361- 1794 FAX: 03-3665-1235 Email: otc@jpx.co.jp	

以　上